

障発 0401 第 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「摂食障害治療支援センター設置運営事業の実施について」の一部改正について

摂食障害治療支援センター設置運営事業の実施について(平成 26 年 3 月 31 日障発第 0331 第 55 号当職通知)の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

障発 0331 第 55 号
平成 26 年 3 月 31 日
第 1 次改正 障発 0601 第 2 号
平成 26 年 6 月 1 日
第 2 次改正 障発 0329 第 25 号
平成 30 年 3 月 29 日
第 3 次改正 障発 0329 第 5 号
令和 3 年 3 月 29 日
第 4 次改正 障発 0324 第 1 号
令和 4 年 3 月 24 日
第 5 次改正 障発 0401 第 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

摂食障害治療支援センター設置運営事業の実施について

神経性無食欲症や神経性大食症などの摂食障害対策の推進については、かねてから格段の御配慮を賜っているところであるが、各地域における一層の摂食障害対策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

別紙

摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱

一．事業の目的

神経性無食欲症や神経性大食症などの摂食障害（以下「摂食障害」という。）については、これまで、公的機関における相談・指導や知識の普及、摂食障害に起因する身体合併症を含めた医療の提供、障害者総合支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行ってきたところであるが、摂食障害の治療においては、患者へのカウンセリングや、患者の家族が摂食障害について理解することが必要不可欠である。また、患者へのカウンセリング、患者の家族への支援、栄養療法・栄養管理などを一体的に行う医療機関が必ずしも多くないのが現状である。

さらに、摂食障害はその疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴うことがあるため、総合的な救急医療体制が必要となる。

このような現状を踏まえ、摂食障害の治療及び回復支援を目的として、都道府県において、摂食障害の治療を行っている精神科、心療内科又は小児科外来を有し、救急医療体制と連携がとれた医療機関のうち、1か所を「摂食障害支援拠点病院」（以下「支援拠点病院」という。）として指定し、急性期における摂食障害患者への適切な対応、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、摂食障害についての助言・指導や地域における摂食障害に関する普及啓発等を実施し、摂食障害についての知見を集積するとともに、国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを全国拠点機関として「摂食障害全国支援センター」（以下「全国支援センター」という。）に指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、地域における摂食障害の治療支援体制を整備することを目的とする。

また、第8次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、摂食障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、本事業を活用し第8次医療計画に位置づけられたい。

(都道府県分)

1. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、実施主体は事業の一部を外部に委託することができる。

2. 事業の内容等

(1) 支援拠点病院の選定

都道府県は、管内の精神科、心療内科又は小児科外来を有し、救急医療体制と連携がとれた医療機関のうち、1か所を支援拠点病院として指定する。

(2) 支援拠点病院の役割

支援拠点病院は、摂食障害に係る以下に掲げる事項について適切に行う。

また、都道府県は、適宜、支援拠点病院の指導・監督を行う。

① 摂食障害対策推進協議会の設置

支援拠点病院は、事業の実施に際して、有識者等で構成する摂食障害対策推進協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

i) 地域協議会の構成

地域協議会は、以下の構成で行う。なお、地域協議会の事務局は都道府県及び支援拠点病院とする。

ア 摂食障害治療を専門的に行っている医師 3名程度

イ 都道府県 2名程度

ウ 精神保健福祉センター、保健所（1箇所） 2名（各1名）程度

エ 摂食障害患者及びその家族 2名程度

※ 摂食障害対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

ii) 地域協議会の役割

地域協議会は、支援拠点病院における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、支援拠点病院に対し提言等を行う。

iii) 指標の設定

地域協議会は、摂食障害対策の効果が検証可能なものとなるよう、事前に効果の指標を設定し、その指標に基づいて対策の効果を評価するものとする。なお、指標の設定に当たっては、少なくとも以下の事項を含めること。

- ア 支援拠点病院における相談件数（相談者の属性・相談内容・相談方法別（訪問・電話・メール等））
- イ 患者数（性・年齢別、疾病の属性別、外来・入院別）
- ウ 治療期間（治療終了、治療中、治療中断別）
- エ 受診後の患者への対応方法
- オ その他必要な事項

② 支援拠点病院の業務

支援拠点病院は、地域協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) 摂食障害患者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ii) 管内の医療機関等への助言・指導
- iii) 関係機関（精神保健福祉センター、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
- iv) 医療従事者、関係機関職員、摂食障害患者及びその家族等に対する研修の実施
- v) 摂食障害患者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- vi) 地域協議会の運営
- vii) 地域協議会で定めた指標に必要な数値等の集計・整理
- viii) その他摂食障害対策に必要な事項

③ 摂食障害治療支援コーディネーターの配置

支援拠点病院は、上記②に掲げる業務を適切に行うため、摂食障害治療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。
なお、コーディネーターは、以下の要件を備えている者であること。

- ・精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- ・摂食障害患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。

④ 全国支援センターとの連携

支援拠点病院は、全国支援センターと密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国支援センターの求めに応じ、協力を努めること。

3. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で、国庫補助を行うことができるものとする。

(全国拠点機関分)

1. 実施主体

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとする。

2. 事業の内容等

全国支援センターは、摂食障害治療支援に関する統括機関として、支援拠点病院の総括及び摂食障害対策に係る以下に掲げる事項について適切に行う。また、摂食障害治療支援に関する統括者として、全国支援センター長を配置する。

(1) 全国摂食障害対策連絡協議会の設置

全国支援センターは、事業の実施に際して、有識者等で構成する全国摂食障害対策連絡協議会（以下「全国協議会」という。）を設置する。

① 全国協議会の構成

全国協議会は、以下の構成で行う。なお、事務局は全国支援センターで行う。

- i) 摂食障害治療を専門的に行っている医師 5名程度
- ii) 支援拠点病院職員 10名（各2名）程度
- iii) 厚生労働省職員 3名程度

※ 摂食障害対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

② 全国協議会の役割

全国協議会は、全国支援センターにおける事業計画の策定や、全国支援センター及び支援拠点病院の報告を受け、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、全国支援センター及び支援拠点病院に対し提言等を行う。

(2) 全国支援センターの業務

全国支援センターは、全国協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- ① 摂食障害患者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ② 支援拠点病院等への助言・指導及び連携・調整
- ③ コーディネーター等に対する研修の実施
- ④ 摂食障害対策に関する普及啓発
- ⑤ 支援拠点病院で集積したデータに基づく分析・評価
- ⑥ 摂食障害治療モデルの研究・開発

- ⑦ 摂食障害患者及びその家族への支援体制モデルの研究・開発
- ⑧ 全国協議会の運営
- ⑨ 摂食障害治療を行う医療機関支援のための研修等の実施
- ⑩ その他摂食障害対策に必要な事項

(3) 支援拠点病院との連携

全国支援センターは、支援拠点病院と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、必要に応じ、支援拠点病院への助言・指導を適切に行うこと。

3. 国の助成

国は全国支援センターが事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、全国支援センターは、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

二. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、摂食障害患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。